

自分たちのまちを守る

意欲ある消防団員を募集

問い合わせは **消防局総務課** ☎027-220-4504

自分たちのまちを災害から守る消防団員を募集しています。

■暮らしを守る消防団

地域住民のボランティアで支えられている消防機関の消防団。団員は自分の仕事をしながら、火災や地震、台風などの災害が発生したときに消防防災活動に従事し、市民の命と財産を守ります。災害時以外でも出初式や各種防災訓練などへの参加、一般家庭へ防火訪問なども行い、地域を守るために活躍しています。

対象＝市内在住か在勤の18歳以上で健康な人

申し込み＝消防局総務課へ

■消防団員の身分・補償

災害出勤や訓練などのとき、団員は公務員として活動します。活動中の病気やけがは、療養・休業・遺族補償などの制度が適用されます。その他、活動に対する報酬や出勤手当の支給、表彰などの制度もあります。



女性消防団員も募集中！

全国に約2万人、本市でも現在10人の女性消防団員が活躍しています。多様化する消防団活動に対応するため、意欲ある女性消防団員を募集します。



JR各駅の市営自転車等駐車場

平成26年度定期利用者を募集

問い合わせは **各駐車場へ**

市内のJR各駅にある市営有料自転車等駐車場について、平成26年度定期利用の申し込みを受け付けます。詳しくは各駐車場へお問い合わせください。

利用料など＝下表のとおり
用意する物＝学生は学生証か合格通知書
申し込み＝利用する各駐車場管理室へ

JR各駅駐車場の使用料（3月31日(月)まで）							
駐車場名・問い合わせ (市外局番は027)	車種	駐車区分	定期利用（1カ月）		定期利用（1年間）		申し込み
			一般	学生	一般	学生	
前橋駅東側 ☎243-3257	自転車	1・2階	1,500円	1,200円	1万6,500円	1万3,200円	3月5日(水)～ 31日(月)、 午前7時～ 午後9時
	原付自転車 自動二輪車	専用場所	1,800円	1,500円	1万9,800円	1万6,500円	
前橋駅西側 ☎243-3258	自転車	1・2階	1,500円	1,200円	1万6,500円	1万3,200円	
駒形駅南口 ☎267-0229	自転車	1・2階	1,500円	1,200円	1万6,500円	1万3,200円	
	原付自転車 自動二輪車	専用場所	1,800円	1,500円	1万9,800円	1万6,500円	
新前橋駅東口 ☎253-4556	自転車	地下～2階	1,500円	1,200円	1万6,500円	1万3,200円	
	原付自転車 自動二輪車	屋上(露天)	500円	400円	5,500円	4,400円	
群馬総社駅前 ☎254-1077	自転車	1・2階	1,500円	1,200円	1万6,500円	1万3,200円	
	原付自転車 自動二輪車	専用場所	1,800円	1,500円	1万9,800円	1万6,500円	

※自動二輪車は、大型自動二輪車と普通自動二輪車のことです。

4月から消費税が8%になるため

使用料や手数料の一部を改正

問い合わせは **各施設へ**

4月1日(水)から消費税と地方消費税の税率引き上げに伴い、市有施設の使用料や手数料などの一部を改正します。改正する使用料などのうち、主

なものは下表のとおり。詳しくは各施設などへお問い合わせください。

使用料などが改正になる主な施設		
施設名など	内容	問い合わせ（市外局番は027）
市民文化会館 大胡シャンテ 前橋文学館 前橋テルサ 斎場	ホールなどの施設使用料	文化国際課☎898-6522 産業政策課☎898-6985
障害者教養文化体育施設（サン・アビリティーズ）	体育室使用料	同場☎224-2777
総合福祉会館	子育て研修室などの使用料	障害福祉課☎220-5713
前橋プラザ元気21	にぎわいホールの使用料	指導監査室☎237-0101
グリーンドーム前橋	メインイベントエリアなどの使用料	にぎわい商業課☎210-2273
駅前有料自転車等駐車場	自転車等駐車使用料	競輪事務所☎231-4508 道路管理課☎898-6822
粕川温泉元気ランド 富士見温泉見晴らしの湯 ふれあい館 荻窪温泉あいのやまの湯	施設使用料	公園管理事務所☎210-2010
スポーツ施設	市民体育館などのスポーツ施設使用料	スポーツ課☎898-5832
各公民館・コミュニティセンター	公民館などの施設使用料	生涯学習課☎210-2197
上下水道	水道料金、水道加入金、下水道使用料	経営企画課☎898-3013

※加算分は原則10円未満を切り捨てるため、改正後も金額が変わらないものもあります。

資格取得や自立を応援します

ひとり親家庭対象の給付金

問い合わせは **こども課** ☎027-220-5701

本市には、ひとり親家庭の親の資格取得や就業・自立を応援するため、下表の給付金があります。希望者は申請前に必ず相談してください。

■高等技能教育訓練給付金

仕事や育児をしながら資格取得を目指す人に、訓練促進費や修了一時金を支給します。

対象資格＝看護師、准看護師、介護福祉士、保育

士、理学療法士、作業療法士など

■自立支援教育訓練給付金

就業の促進と自立を支援するため、教育訓練給付金を支給します。

対象講座＝医療事務、介護職員初任者、雇用保険制度の教育訓練給付指定の対象となるものや国指定の教育訓練など

ひとり親家庭対象の給付金概要			
給付金	受給期間	受給金額	対象（次の全てを満たす人）
高等技能教育訓練給付金 ※1	訓練促進費 修業中 (上限2年)	月額7万500円 (市民税非課税世帯者は月額10万円)	①市内在住の母子家庭の母か父子家庭の父
			②20歳未満の児童を養育
自立支援教育訓練給付金 ※2	入学支援 修了一時金	2万5,000円 (市民税非課税世帯者は5万円)	③児童扶養手当を受給中か同様の所得水準
			④2年課程以上の養成機関（通信は不可）に在学し、対象資格を取得見込み
		費用の100分の40 (上限は20万円で、8,000円以下は受給できません)	⑤訓練・生活支援給付金などを受けていない
			①対象講座を受講する母子家庭の母か父子家庭の父
			②児童扶養手当を受給中か同様の所得水準
			③受講開始日現在、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を持っていない
			④過去に給付金の給付を受けていない

※1 受給はそれぞれ一度のみ。入学年度によって支給対象期間や受給額が変わります。

※2 受講開始後の申請は対象になりません。